

乳幼児用ハイローラックの認定基準及び基準確認方法(公開用)

Approval Standard and Standard Confirmation Method of Rack for Infants and Children

1 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し作成された乳幼児用ハイローラックの安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。

なお、ここでいう安全性品質とは、使用する乳幼児及び保護者が正常に使用する範囲内で、傷害の可能性を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

2 適用範囲

この基準は、新生児時期からおすわりができるまで（標準として生後7月まで）の乳児が身体保持機構を装着した姿勢で横になって使用し*1、高さ調節機構及び揺動機構の両方を有した一般家庭の室内用の一人用乳幼児用ハイローラック（以下「ラック」という。）について適用する。

なお、ここでいうラックには、おすわりができるようになってから最高48月*2まで乳幼児用ハイチェアとしても使用できる機能（以下「いす兼用タイプ」という）を有したものを含むが、カーシート、クローン、乳幼児用テーブル取付けいす又は一人乗りぶらんことして使用できる機構を有したものは含まない。

*1 ラックは、寝返りができるベッドの大きさを有していない。

*2 ここでいう最高48月までとは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成12年度 乳幼児身体発育調査報告書」に示される3年6月～12月までの97パーセンタイルを参考とした体重18.7kgが対応しており、この体重を基礎として以下の3. 安全性品質の2 強度、3 安定性等の規定を定めている。そのため、48月以下の適用年齢を対象とした製品の場合、強度等の試験で用いる重錘質量等の基準値は、検査マニュアルで示す対応する基準値に換算して適用する。

3 安全性品質

ラックの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	1. ラックの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 各部の組付けが確実であること。	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。</p> <p>(3) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は著しく突出していないこと。</p> <p>(4) 乳幼児の手足の届く範囲に○mm 以上○mm 未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。ただし、深さ○mm 未満のすき間はこの限りでない。</p> <p>(5) いす兼用タイプにあつては、ハイチェア時の床面から座前縁中央までの高さは ○mm 以上○mm 以下であること。 なお、高さ調整ができ、乳幼児の足が接地するものにあつては（以下「小いす兼用タイプ」という）、最低高さ時の床面から座前縁中央までの高さは○mm 以下であること。</p> <p>(6) シート部の側壁面、又はいす兼用タイプにあつてはいす時の手すり高さは、○mm 以上であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(7) 頭部がすり抜けないヘッドレスト構造を有すること。</p> <p>(8) いす兼用タイプにあつては、いす時の背もたれの高さは ○ mm 以上であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(9) いす兼用タイプにあつては、 足乗せ上面から座前縁中央まで の高さは、0mm 以下であること。</p> <p>(10) 身体保持機構を有している こと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(11) 背部位の角度は0° 以上であること。また、揺動式のものにあつては、最も後傾した状態時であっても水平面に対する角度が0° 以上であること。</p> <p>(12) 車輪を有するものにあつては、移動防止用のストッパを有すること。</p> <p>(13) 高さ調節機能を有するものにあつては、乳幼児の手の届く範囲内に操作部がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(14) 揺動機構を有するものにあつては、揺動しないためのストップ機構を有していること。</p> <p>(15) 電動で揺動するものにあつては、〇分以上連続して稼働しないよう、自動停止機構を有すること。</p> <p>(16) 電動で揺動するものにあつては、手などが触れることによって揺動が制約された場合、揺動が停止すること。かつ、停止によって加熱することがない機構であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 強 度	<p>(17) 揺動を手動で行うものにあつては（ロッキング機構を含む）、行きすぎて、座席が外れたり、それ以上揺動しないような機械的な限界機構を有すること。</p> <p>2. ラックの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 背もたれ部位の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 座部位の耐衝撃試験を行ったとき、調節高さの下降、破損、変形及び使用上支障がある異状がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 上方持ち上げ試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(4) いす兼用タイプにあつては、いす時の足乗せ静荷重試験を行ったとき、転倒せず、かつ破損、変形及び使用上支障がある異状がないこと。</p> <p>(5) いす兼用タイプにあつては、いす時の手すり水平荷重試験を</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(6) 前枠（テーブルを含む。）を有するものにあっては、前枠の静荷重試験を行ったとき、転倒せず、破損、変形及び使用上支障がある異状がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
」	<p>(7) 股ベルト又は股フレームの水平荷重試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと</p> <p>(8) シートベルトの保持強度試験を行ったとき、締付けの緩み、ベルトの切断、縫糸の切れ、かしめの外れ等がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. ストップの固定性	3. 車輪にストップを有するものは、ストップの固定強度試験を行ったとき、車輪が回転しないこと。	
4. 折り畳み性	4. 折り畳み構造を有するものにあつては、荷重により折り畳まれないこと。	
5. 安 定 性	<p>5. ラックの安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 後方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>6. 材料</p>	<p>(3) いす時の前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>6. ラックの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材及び木質材料には著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
7. 付属品	<p>い等がないこと。</p> <p>(2) 木材の含水率は〇%以下であること。</p> <p>(3) 耐食性材料以外の金属材料は防せい処理が施されていること。</p> <p>(4) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品にあっては、有害物質を含有しないこと。</p> <p>(5) 繊維材料からは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。</p> <p>7. ラックの付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品は、ラックの安全性を損なうものであってはならない。</p> <p>(2) シート周辺に装着される付属の小部品等は、外れた場合に誤</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	飲する大きさではないこと。	

4 表示及び取扱説明書

ラックの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3) から(6)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請業者名又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月日若しくは輸入年月日又はその略号。</p> <p>(3) 取扱説明書を必ず読み、正しく使用すること。</p> <p>(4) 使用対象範囲と身体保持上の注意</p> <p>例. 「ラックの使用年齢範囲は、新生児からおすわりができるまで(標準として7月)であり、最大使用体重は(9)kg です。保護者の目の届く範囲で使用し、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、一時的なお昼寝などには使用できますが、夜間就寝用などのように長時間のベッドとしての使用はしないこと。なお、使用時には、必ず肩 ベルトを含む身体保持機構を使用するこ</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>と。」</p> <p>(5) いすとしての使用時の使用年齢範囲と身体保持上の注意</p> <p>例. いすとしての使用は、腰が据わってから（おすわりができるようになってから）48月（最大使用体重 18kg）までです。必ず保護者が付き添い、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、最低 36 月までは必ず身体保持機構を使用すること。</p> <p>(6) 使用上の注意</p> <p>(a) 乳幼児を乗せたまま、製品毎持ち上げたり、高さ調節をしないこと。</p> <p>(b) 座面及び足乗せに立たせないこと。</p> <p>(c) 前枠（テーブルと兼用の場合を含む）及び手すりから身体を乗り出させないこと。</p> <p>(d) 外から力かけると転倒の危険性があること。特に、乳幼児が乗っている場合は注意すること。また、乳幼児が乗っていない場合を含み、他の幼児が外から手をかけたり、よじ登ったりしないよう注意すること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>(e) 激しく揺動させないこと (手動式に限る)。</p> <p>(f) 揺動は、保護者が行い、必ず付き添っていること。また、繰り返し揺動時間の目安は、15分間であり、それ以上の揺動は避けること。</p> <p>(g) 揺動機構は、ラック時のみの機能であり、いす時には使用しないこと。</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(4)、(5)及び(8)は、安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。なお、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 組立て式（取外し式の部品を含む）のものは、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 高さ等の調節方法、固定部等の操作方法</p>	<p>2. 専門用語が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) 使用年齢範囲と身体保持上の注意 例. 「ラックの使用年齢範囲は、新生児からおすわりができるまで(標準として7月)であり、最大使用体重は(9)kg です。保護者の目の届く範囲で使用し、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、一時的なお昼寝などには使用できませんが、夜間就寝用などのように長時間のベッドとしての使用はしないこと。なお、使用时には、必ず肩ベルトを含む身体保持機構を使用すること。」</p> <p>(5) いすとしての使用時の使用年齢範囲と身体保持上の注意 例. いすとしての使用は、腰が据わってから(おすわりができるようになってから)48月(最大使用体重18kg)までです。必ず保護者が付き添い、絶対に乳幼児を一人で放置しないこと。また、最低36月までは必ず身体保持機構を使用すること。</p> <p>(6) 屋内用である旨。</p> <p>(7) 身体保持機構の説明、取付方</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>法、調整方法等。また、いす兼用時など肩ベルトを使用しない場合は取り外しておくべきこと。</p> <p>(8) 使用上の注意</p> <p>(a) 踏み台、台車、遊具などのように、用途外使用は行わないこと。</p> <p>(b) 乳幼児を乗せたまま、製品毎持ち上げたり、高さ調節をしないこと。</p> <p>(c) 折り畳み式のいすにあっては、保護者が組立て及び折り畳みを行うこと。</p> <p>(d) 座面及び足乗せに立たせないこと。</p> <p>(e) 前枠（テーブルと兼用の場合を含む）、手すりから身体を乗り出させないこと。</p> <p>(f) ストープ等の危険物の付近では使用しないこと。</p> <p>(g) 乳幼児が足乗せを踏み台にしていすに乗り降りする場合は、バランスを崩すと危険であるため、保護者が付き添うこと。</p> <p>(h) 外から力をかけると転倒の</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>危険性があること。特に、乳幼児が乗っている場合は注意すること。また、乳幼児が乗っていない場合を含み、他の幼児が外から手をかけたり、よじ登ったりしないよう注意すること。</p> <p>(i) 乗り降りする際など、バランスを崩すことがあるので、移動時以外はキャスタは固定しておくこと。</p> <p>(j) 車輪、キャスタは、平らな床面上での簡易な移動や向きを変えたりするためのものです。そのため、傾斜のある場所や段差のある場所で車輪、キャスタによる移動などはしないこと。</p> <p>(k) 激しく揺動させないこと（手動式に限る）。</p> <p>(l) 揺動は、保護者が行い、必ず付き添っていること。また、繰り返し揺動時間の目安は、15分間であり、それ以上の揺動は避けること。</p> <p>(m) 揺動機構は、ラック時のみの機能であり、いす時には使用しないこと。いす時に使用</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>した場合、テーブル等との間に手足等を挟んだり、乗り降り時に不安定になったりするため、特にふざけて使用した場合、転倒などの危険性がある旨。</p> <p>(9) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。</p> <p>(10) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。 例えば、ビニール、梱包材など。</p> <p>(11) 修理、廃棄に関する注意事項</p> <p>(12) S Gマーク制度は、ラックの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p>	